

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表（令和6年度実績）

特定事業主名：千代田区

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.2%
全ての職員	88.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級	120.7%
課長級	99.5%
課長補佐	103.1%
係長・主査	102.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数 (※)	男女給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	104.3%
31～35年	94.7%
26～30年	97.3%
21～25年	81.2%
16～20年	77.5%
11～15年	90.0%
6～10年	93.2%
1～5年	96.3%

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

・扶養手当や住居手当について、世帯主や契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約80%、住居手当の受給者に占める男性の割合は約57%である。

・医療職給料表による職員の異動について、母数の少ない役職段階（部長級・課長級）における差異に影響を与えている。